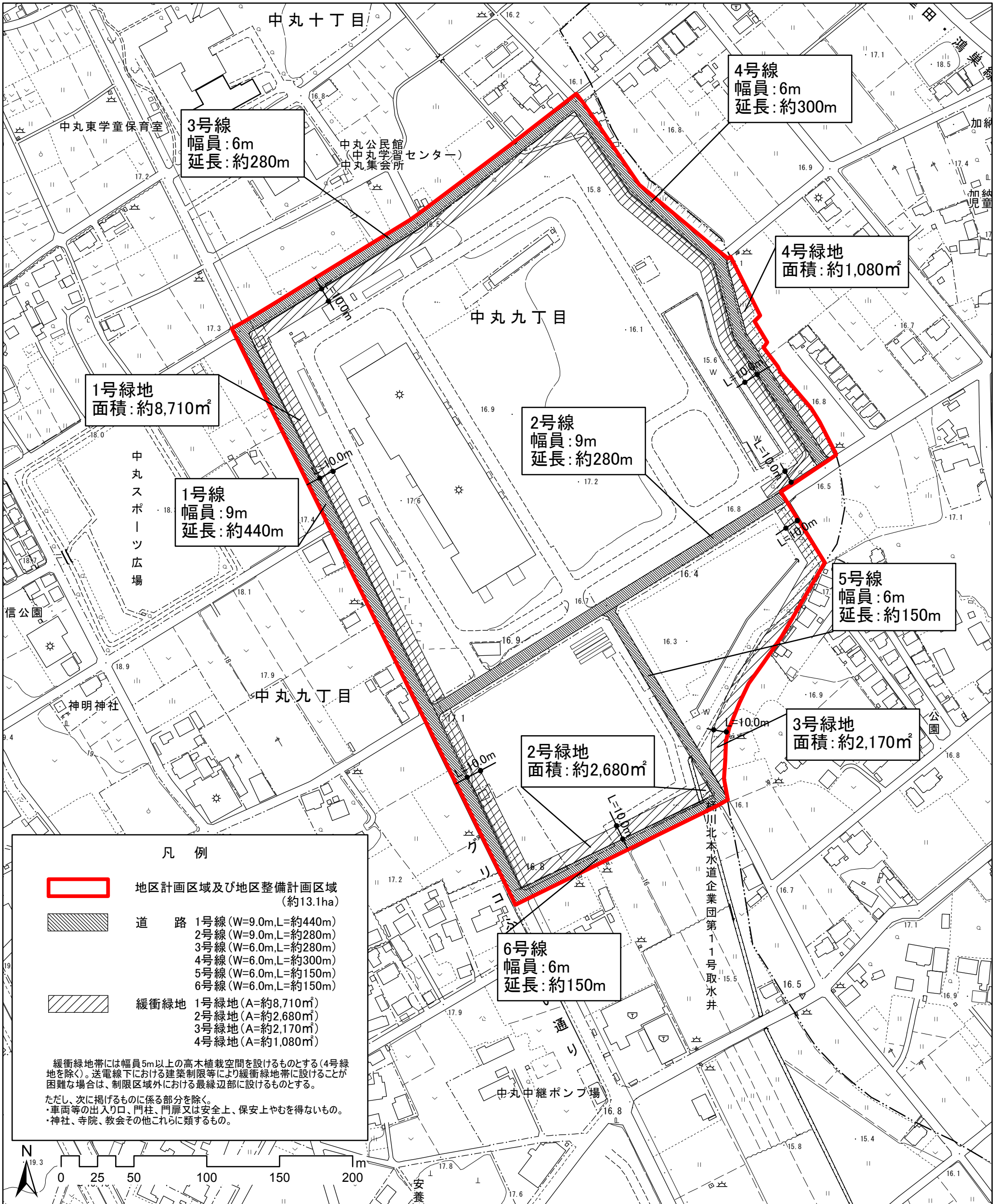


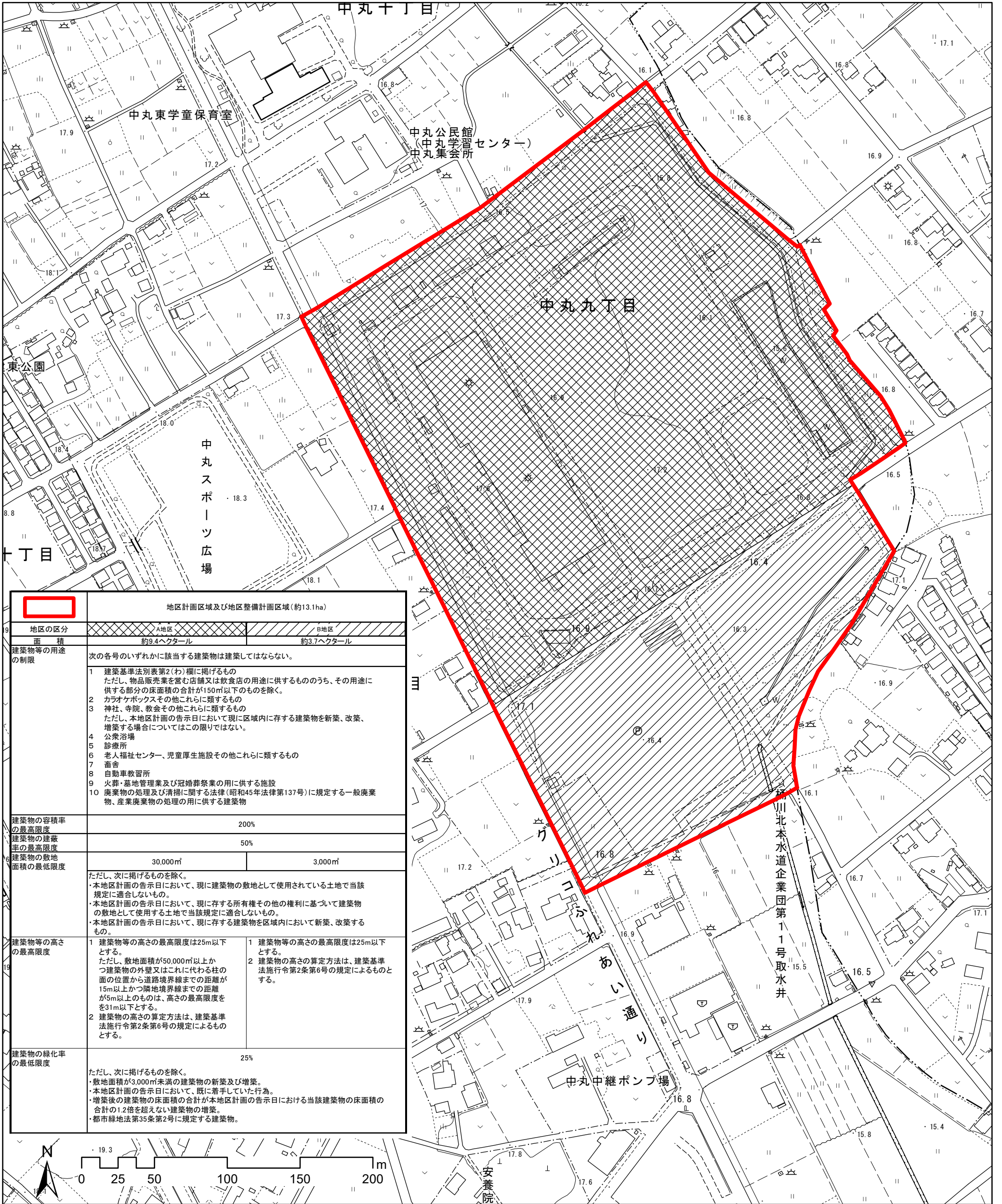
地区整備計画図(1/3)

地区施設の配置及び規模

中丸九丁目工業ゾーン地区計画



中丸九丁目工業ゾーン地区計画



地区計画区域及び地区整備計画区域(約13.1ha)	
地区の区分	A地区 B地区
面積	約9.4ヘクタール 約3.7ヘクタール
建築物等の用途の制限	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第2(ウ)欄に掲げるもの ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のものを除く。 2 カラオケボックスその他これらに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ただし、本地区計画の告示日において現に区域内に存する建築物を新築、改築、増築する場合にはこの限りではない。 4 公衆浴場 5 診療所 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 畜舎 8 自動車教習所 9 火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業の用に供する施設 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物
建築物の容積率の最高限度	200%
建築物の建蔽率の最高限度	50%
建築物の敷地面積の最低限度	30,000㎡ 3,000㎡
建築物等の高さの最高限度	<p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区計画の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの。 ・本地区計画の告示日において、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地で当該規定に適合しないもの。 ・本地区計画の告示日において、現に存する建築物を区域内において新築、改築するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の高さの最高限度は25m以下とする。 ただし、敷地面積が50,000㎡以上かつ建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置から道路境界線までの距離が15m以上かつ隣地境界線までの距離が5m以上のものは、高さの最高限度を31m以下とする。 2 建築物の高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条第6号の規定によるものとする。
建築物の緑化率の最低限度	25%
	<p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が3,000㎡未満の建築物の新築及び増築。 ・本地区計画の告示日において、既に着手していた行為。 ・増築後の建築物の床面積の合計が本地区計画の告示日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない建築物の増築。 ・都市緑地法第35条第2号に規定する建築物。

中丸九丁目工業ゾーン地区計画

